

【岩手県農業再生協議会体制図】

1. 会員等（規約第5条関係）別表1のとおり
2. 役員（規約第7条関係）
 会長：岩手県農協中央会会長
 副会長：岩手県農林水産部長、全農岩手県本部本部長、（一社）岩手県農業会議会長
 監事：岩手県信用農協連代表理事理事長、岩手県農業共済組合長
3. 総会の議決事項（規約第16条関係）
 - ① 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関する事
 - ② 事業報告及び収支決算に関する事
 - ③ 諸規程の制定及び改廃に関する事
 - ④ 実施しようとする事業の実施方針・実施計画等に関する事
 - ⑤ 市町村別の米の生産数量目標に関する事
 - ⑥ その他県協議会の運営に関する重要な事項
4. 総会の特別議決事項
 - ① 規約の変更
 - ② 解散
 - ③ 会員の除名
 - ④ 役員解任

- (別表1：会員等)
- ① 会員（規約第5条第1項）
 岩手県農林水産部
 岩手県農協中央会
 岩手県信用農協連
 全農岩手県本部
 岩手県市長会
 岩手県町村会
 （一社）岩手県農業会議
 岩手県農業共済組合
 （公社）岩手県農業公社
 岩手県土地改良事業団体連合会
 岩手県農業農村指導士協会
 （株）純情米いわて
 いわて食料産業クラスター協議会
 （株）日本政策金融公庫盛岡支店
 - ② 参与（規約第5条第3項）
 東北農政局地方参事官（岩手県拠点）

- 【幹事会】（規約第20条関係）**
1. 幹事長：岩手県農林水産部農政担当技監
 幹事等：別表2
 2. 所掌事項（規約第21条関係）
 - ① 総会に付議すべき事項に関する事
 - ② 総会の議決した事項の執行に関する事
 - ③ その他幹事会において必要と認めた事項に関する事

- (別表2：幹事長以外の幹事等)
- ① 幹事
 岩手県農協中央会常務理事、全農岩手県本部副本部長、（一社）岩手県農業会議事務局長、（公社）岩手県農業公社常務理事、（株）純情米いわて専務取締役及び岩手県農業再生協議会事務局長
 - ② 助言者
 東北農政局（岩手県拠点）職員

- 【事務局】（規約第23条関係）**
1. 構成団体等
 岩手県農林水産部、岩手県農協中央会、全農岩手県本部、（一社）岩手県農業会議、（公社）岩手県農業公社、（株）純情米いわて
 その他会長が必要と認めた機関及び団体
 2. 組織と業務分担

事務局長：県農協中央会参事（協議会事務の総括）

事務局次長	所管する事務処理
岩手県農林水産部農業振興課総括課長 農産園芸課総括課長	農地の利用集積等に係る事務の処理 経営所得安定対策等に係る事務の処理 大豆・麦等生産体制緊急整備事業に係る事務の処理 攻めの農業実践緊急対策事業に係る事務の処理
県産米戦略室県産米戦略監 畜産課総括課長	稲作農業体質強化緊急対策事業に係る事務の処理 耕畜連携の推進に係る事務の処理
岩手県農協中央会 JA いわてグループ農業 担い手サポートセンター長	岩手県経営所得安定対策推進事業に係る事務の処理 市町村別の米の生産数量目標に係る事務の処理
全農岩手県本部園芸部長	燃油価格高騰緊急対策事業に係る事務の処理
（一社）岩手県農業会議事務局長	耕作放棄地の再生利用に係る事務の処理 担い手の育成・確保に係る事務の処理

現地駐在の事務局員：県広域振興局農政（林）部、農林振興センター職員
 （業務）① 地域協議会が実施する経営所得安定対策等に係る支援及び取りまとめ
 ② その他関連対策に係る地域協議会への各種指導・連絡調整 等

【各地域協議会】
 市町村、農業委員会、農協、共済組合、土地改良区等、地域段階の農業関係機関・団体で構成